

(第14号議案)

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の趣旨

地方自治法の一部が改正され、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となることから、中野区会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

会計年度任用職員への勤勉手当を創設するための規定を定める。

- (1) 会計年度任用職員に支給する給与に「勤勉手当」を追加
- (2) 勤勉手当の支給対象となる職員の範囲（期末手当の支給対象と同様）
 - ・任用期間が6か月以上
 - ・週当たりの勤務日数が3日以上又は週当たりの勤務時間が15時間30分以上
- (3) 勤勉手当の支給月数

	6月	12月	計
期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
勤勉手当	1.125月	1.125月	2.25月
計	2.325月	2.325月	4.65月

※期末手当、勤勉手当ともに常勤職員（一般職員）と同月数

3. 施行期日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(給与)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与)</p>
<p>第2条 会計年度任用職員には、給与として報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p>	<p>第2条 会計年度任用職員には、給与として報酬及<u>び期末手当</u>を支給する。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第3条～第13条 (略)</p> <p>(休職等となった会計年度任用職員の給与)</p>	<p>第3条～第13条 (略)</p> <p>(休職等となった会計年度任用職員の給与)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p>	<p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、<u>期末手当</u>を支給することができる。</p>
<p>3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条第3号若しくは第4号（<u>同条第1号</u>及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となった会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p>	<p>3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条第3号若しくは第4号（<u>第1号</u>及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となった会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p>
<p>(給与と災害補償との関係)</p>	<p>(給与と災害補償との関係)</p>
<p>第15条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、<u>次条及び第16条の2</u>に規定する給与を除くほか、この条例に定める給与は、支給しない。</p>	<p>第15条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、<u>次条</u>に規定する給与を除くほか、この条例に定める給与は、支給しない。</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>

(勤勉手当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第17条～第21条 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第17条～第21条 (略)

附 則 (略)

別表 (略)